

3/18 【第三弾】

国税OB懲役6年

大阪地裁 税務調査で脱税指南

大阪国税局の税務調査

した。

を巡る汚職事件で、大阪地裁（遠藤邦彦裁判長）

は18日、贈賄罪などに問はれて「謝礼を渡したこと

はない」と無罪を主張。

われた国税局OBの元税理士、細名高司被告（63）

がとされる法人税法違反

に懲役6年、罰金7千万

円（求刑懲役8年、罰金

1億円）の判決を言い渡

した。

被告側は、贈賄罪につ

いて「謝礼を渡したこと

はない」と無罪を主張。

顧問先に脱税指南したな

ども有罪判決を受け、上

告している。

現金を受け取ったとして

加重収賄罪などに問われ

た元同国税局上席国税調

査官、平良辰夫被告（45）

も有罪判決を受け、上

告している。

判決によると、細名被

告は、同国税局の抜き打

ち調査の情報を事前に教

えてもらった謝礼とし

や専門知識を悪用し、様

々な手口で脱税指南し

た」と主張していた。

事件では、同被告から

検察側は、同被告が「現

金を提供。顧客先などの脱

税を指南した。

1億円）の判決を言い渡

した。

被告側は、贈賄罪につ

いて「謝礼を渡したこと

はない」と無罪を主張。

われた国税局OBの元税理士、細名高司被告（63）

がとされる法人税法違反

に懲役6年、罰金7千万

円（求刑懲役8年、罰金

1億円）の判決を言い渡

した。

被告側は、贈賄罪につ

いて「謝礼を渡したこと

はない」と無罪を主張。

われた国税局OBの元税理士、細名高司被告（63）

がとされる法人税法違反

に懲役6年、罰金7千万

円（求刑懲役8年、罰金

1億円）の判決を言い渡

した。